

建設リサイクル法に係る届出の受付窓口

届出対象工事の区別	届出先
<p>以下のすべてを満たす建築物の解体工事</p> <ul style="list-style-type: none">・天童市の都市計画区域内・木造で2階建て以下で500㎡以下 or 非木造で平屋で200㎡以下・高さ13m以下もしくは軒高9m以下	<p>天童市役所4階 建設課建築指導係の窓口</p>
<p>上記以外のすべての解体工事</p> <ul style="list-style-type: none">・建築物の新築増築工事・建築物の修繕模様替等工事(リフォーム等)・建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	<p>村山総合支庁 建築課の窓口</p>